

【一般課程】 平成 29 年度 同行援護従業者養成研修 一般課程 募集要項

主催：公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会

1 研修名及び課程

同行援護従業者養成研修 一般課程

2 開講目的

視覚障がい者の外出活性化のため、移動時の情報提供、移動援護、移動先での排せつ、食事等の介護などの一般的な研修を実施し、同行援護に必要な知識や技能を習得することが開講目的である。

3 実施場所及び研修期間（予定）

（1）福島会場「福島県視覚障がい者生活支援センター」（福島市森合町 6-7）

7月1日（土） 7月2日（日） 7月8日（土） 7月9日（日）の4日間

（2）いわき会場「いわきサン・アビリティーズ」（いわき市常磐湯本町上浅貝 5-1）

9月30日（土） 10月1日（日） 10月7日（土） 10月8日（日）の4日間

4 研修概要

1日目 講義 9:30-15:15（同行援護従業者の制度と業務他）

2日目 講義 9:30-15:15（同行援護の基礎知識、代筆・代読他）

3日目 講義・演習 9:30-15:15（疾病、障害の理解）（基本技能）

4日目 演習 9:30-15:15（応用技能）

5 カリキュラム及び講師名（別紙）

6 研修修了の認定方法

全科目を受講した者に対して、出席状況、受講態度、レポート提出により、同行援護従業者として適性があると判断された場合に修了を認定する。

7 受講資格

同行援護従業者としての資格取得を希望する者及び同行援護に関心があり、外出活動の支援をしたい者で18歳以上の者とする。

8 募集人数 各会場15名

9 受講手続

（1）募集期間

平成29年4月10日から研修開始日の10日前まで指定の様式で応募すること。

（2）受講料納入方法

受講申し込み後に受講者が決定してから、振込方法を連絡する。

（3）受講料返還方法

受講開始日の10日前までに取り消した場合、振込手数料を除いて全額返還する。

（4）受講者確認

運転免許証または健康保険証等により本人確認をするとともに、コピーを提出すること。

10 受講料は20,000円です。（テキスト代、演習用具代、保険料などを含みます）

11 修了が認定された者に一般課程修了証明書を発行する。修了認定に関して受講者の請求があればその内容を公開する。

12 問い合わせ先

福島県視覚障がい者生活支援センター 電話番号 024-535-5275

【応用課程】 平成 29 年度 同行援護従業者養成研修 応用課程 募集要項

主催：公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会

1 研修名及び課程

同行援護従業者養成研修 **応用課程**

2 開講目的

同行援護事業所のサービス提供責任者として必要な知識及び技能の習得及び同行援護に関心が高く、専門的な知識及び技能を習得することが開講目的である。

3 実施場所及び研修期間（予定）

（1）**福島会場**「福島県視覚障がい者生活支援センター」（福島市森合町 6－7）

7月15日（土） 7月16日（日）

（2）**いわき会場**「いわきサン・アビリティーズ」（いわき市常磐湯本町上浅貝 5－1）

10月14日（土） 10月15日（日）

4 研修概要

1日目 講義 9:00-11:00（障害・疾病の理解、障害者の心理）

演習 11:00-15:45（交通機関の利用）

2日目 演習 9:00-12:00（場面別基本技能）

演習 12:45-15:45（場面別応用技能）

5 カリキュラム及び講師名（別紙）

6 研修修了の認定方法

全科目を受講した者に対し、出席状況、受講態度、レポート提出により、同行援護サービス提供責任者として適性があると判断された場合に修了を認定する。

7 受講資格

同行援護従業者養成研修一般課程の修了証明書を取得している者

8 募集人数 各会場 10名

9 受講手続

（1）募集期間

平成29年4月10日から研修開始日の10日前まで指定の様式で応募すること。

（2）受講料納入方法

受講申し込み後に受講者が決定してから、振込方法を連絡する。

（3）受講料返還方法

受講開始日の10日前までに取り消した場合、振込手数料を除いて全額返還する。

（4）受講者確認

運転免許証または健康保険証等により本人確認をするとともに、コピーを提出すること。

10 受講費用は15,000円です。（テキスト代、演習用具代、保険料などを含みます）

11 修了証明書

修了が認定された者に応用課程修了証明書を発行する。修了認定に関して受講者の請求があればその内容を公開する。

12 問い合わせ先

福島県視覚障がい者生活支援センター 電話番号 024-535-5275